

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 7 日

都道府県 農山漁村地域整備交付金担当課長 各位

農村振興局 地 域 整 備 課 長

林 野 庁 計 画 課 長

水 産 庁 計 画 ・ 海 業 政 策 課 長

農山漁村地域整備交付金における重点事業等について

農山漁村地域整備交付金の実施にあたっては、国土強靱化基本計画や経済財政運営と改革の基本方針 2025 等を踏まえ、国として重点的に実施すべきとする事業（以下「重点事業」という）を別紙のとおり設定するので、都道府県においては重点事業の設定の趣旨に鑑み、令和 8 年度当初予算において重点事業の推進を図っていただくようお願いします。

また、国土強靱化に関する取組推進のため、引き続き、国土強靱化地域計画策定及び計画に基づく事業の推進を図っていただくようお願いします。

なお、重点事業の実施状況及び国土強靱化地域計画の策定状況は、都道府県への予算配分額を算定する要素とします。

## 農山漁村地域整備交付金における重点事業

### ○ 農業農村基盤整備事業

農業農村基盤整備事業については、農業構造転換集中対策等としての基盤整備、防災・減災対策及び国土強靱化の取組の推進により、農業生産性の向上、農業用水の安定供給及び農村地域における安全・安心な暮らしの実現を図るとの考えの下、以下の事業を重点事業とする。

#### ① 農業構造転換集中対策等としての基盤整備の推進

- i) スマート農業技術の導入や管理作業の省力化に資する基盤整備を行う事業
- ii) 農地整備により担い手への農地利用集積率が9割以上となる事業
- iii) 中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に則し、都道府県が策定した地域別農業振興計画に基づき実施する事業

#### ② 農村地域における防災・減災対策及び国土強靱化の取組

- i) 個別施設計画等<sup>※1</sup>に基づき、適切に点検診断、機能保全対策等を実施する事業
- ii) 防災重点農業用ため池、排水機場等を整備する事業
- iii) 流域治水対策として実施する農業水利施設や農地等を整備する事業<sup>※2</sup>

### ○ 森林基盤整備事業

森林基盤整備事業については、森林・林業分野における防災・減災対策及び国土強靱化の取組の推進、競争力強化のための森林基盤整備等の推進により、国土強靱化と林業の競争力強化を推進するとの考えの下、以下の事業を重点事業とする。

#### ① 森林・林業分野における防災・減災対策及び国土強靱化の取組

- i) 事前防災・減災対策等の国土強靱化に資する事業
- ii) 個別施設計画等<sup>※1</sup>に基づき、治山施設、林道施設の機能向上や安全性を保つための機能の維持等、防災・減災、老朽化対策として保全対策を実施する事業
- iii) 流域治水対策として実施する治山施設等を整備する事業<sup>※2</sup>

#### ② 競争力強化のための森林基盤整備等の推進

- i) 育成林の整備を図るための林道整備等の競争力強化に資する事業

## ○ 水産基盤整備事業

水産基盤整備事業については、漁業地域における安全・安心な暮らしを守る防災・減災対策及び国土強靱化の取組の推進、漁業所得向上等に資する基盤整備等の推進により、水産業の成長産業化と漁業地域の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業を重点事業とする。

- ① 漁業地域における防災・減災対策及び国土強靱化の取組
  - i) 災害発生の防止・災害発生時の避難等のために必要な漁港施設、漁業集落における防災関連施設等を整備する事業
  - ii) 個別施設計画等<sup>※1</sup>に基づき、適切に機能保全対策等を実施する事業
- ② 漁業所得向上等に資する基盤整備の推進
  - i) 漁業所得向上に資する施設として浜の活力再生プランに位置づけた事業

## ○ 海岸保全施設整備事業

海岸保全施設整備事業については、大規模地震・津波・高潮に対する事前防災・減災対策を強力に推進するとの考えの下、以下の事業を重点事業とする。

- ① 大規模地震・津波・高潮に対する事前防災・減災対策の推進
  - i) 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定される地域又は海拔ゼロメートル地帯を対象に実施する海岸堤防等の耐震・津波・高潮対策<sup>※3, 4</sup>
  - ii) 砂浜を海岸保全施設に指定済みである又は指定を予定している海岸において実施する海岸堤防等の整備<sup>※5, 6</sup>
  - iii) 流域治水対策として実施する海岸堤防等を整備する事業<sup>※2</sup>

## ○ 盛土緊急対策事業

盛土緊急対策事業については、国民の安全・安心を確保するとの考えの下、以下の事業を重点事業とする。

- ① 盛土による災害防止のための調査を行う事業
- ② 危険な盛土の安全性把握調査及び緊急対策工事に関する事業

- ※1) 「インフラ長寿命化計画」に定められた長寿命化計画（個別施設計画）の記載事項（以下の①～⑥）が記載されていることを要件とする。
- ①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用
- ※2) 以下のいずれかに該当することを要件とする。
- ア 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
- イ 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- ウ その他、「第1次国土強靱化実施中期計画」における推進施策（流域治水対策）の達成に資するもの。
- ※3) 耐震対策については、耐震調査結果や背後地域の状況等を踏まえた優先度の高い事業とする。
- ※4) 国土強靱化地域計画に基づく事業<sup>※</sup>であることを要件とする。
- ※国土強靱化地域計画に海岸事業の実施に関する記載がある事業
- ※5) 砂浜を海岸保全施設に指定予定の場合は、指定予定であることが農山漁村地域整備計画に示されていることを要件とし、以下の内容を全て記載した計画に基づき実施する事業を特に重要なものとする。
- ・侵食による影響が顕在化している、又は、気候変動による消失リスクの高い砂浜であることが分かる内容
  - ・環境・利用面を含めた砂浜の関係者が参画する協議会を設置・活動し、関係者の役割分担を設定して活動している海岸であることが分かる内容
  - ・防護・利用・環境の観点からの砂浜の保全再生目標<sup>※</sup>を設定していることが分かる内容
- ※委員会や協議会等にて、防護に必要な砂浜幅に海岸利用や環境の観点から必要な砂浜幅を加え、調査・検討を踏まえ、合意形成が図られ保全再生目標を設定し公表されているもの
- ※6) 養浜を実施する場合は、総合的な土砂管理や事業間連携による養浜材の確保を計画的に行うため、関係機関と連携し、河川、ダム、港湾、漁港等から発生する土砂を有効活用することが農山漁村地域整備計画に示されていることを要件とする。